

第3次宇土市男女共同参画推進計画に関する  
令和5年度取組成果及び令和6年度具体的な取組目標

---



【重点目標1】あらゆる分野における女性の活躍推進(宇土市女性活躍推進計画)

| No                                 | 具体的施策                       | 内容   | 担当課                   | 令和5年度 具体的な取組目標   | (A)令和5年度 取組成果   | (A-2) 達成状況  | (B)令和6年度 具体的な取組目標  |
|------------------------------------|-----------------------------|--|-----------------------|--|---|-------------|--|
| 基本的施策の方向② 就業や雇用分野における男女共同参画の推進     |                             |  |                       |  |   |             |  |
| 5                                  | 性別に捉われない人材育成                | 男女平等に職務経験や研修機会を付与し、性別ではなく個人の資質や能力に応じた人材育成を行います。  | 総務課                   | 全職員を対象に派遣研修希望を募り、性別に関係なく能力向上の機会を設ける。   | 研修受講希望や受講決定は、性別に関係なく平等に機会を設けることができた。  | ○           | 全職員を対象に派遣研修希望を募り、性別に関係なく能力向上の機会を設ける。   |
| 6                                  | 市内事業者等の男女共同参画関連研修実施に伴う講師の派遣 | 男女が均等に働くことのできる職場づくりを促進するため、要望に応じ市内事業者及び団体に講師を派遣します。  | 総務課                   | ・広報紙で講師派遣(無料)の希望者を募集する。<br>・講師派遣について記載のある事業所用のチラシを関係課と共有する。  | ・広報紙(11月号)で講師派遣(無料)の希望者を募集した。派遣希望はなかった。<br>・講師派遣に係る事業所用のチラシを関係課と共有し、また、庁内に設置し周知を図った。  | ○           | 講師派遣につながるよう、引き続き広報紙やチラシでの周知を図る。  |
| 基本的施策の方向③ 農林水産業・商工業などにおける男女共同参画の推進 |                             |  |                       |  |   |             |  |
| 7                                  | 生産技術や経営管理能力向上研修への女性の参加促進    | 農協、漁協、商工会等を通じ研修参加に対する周知を図り、女性の参加を促進します。  | 農林水産課<br>商工観光課        | JA等に対し、男女共同参画に関する研修参加について周知する。<br>商工会と連携し、セミナー等を開催する場合は、女性の積極的な参加を促す。  | 農協及び漁協に対し、研修参加について周知し、女性の参加の促進を図った。<br>①創業塾への女性参加者数 4名<br>②DX無料相談会への女性参加者数 1名         | ○<br>○      | 農協及び漁協に対し、男女共同参画に関する研修参加について周知を行う。<br>商工会と連携し、セミナー等を開催する場合は、女性の積極的な参加を促す。                          |
| 8                                  | 各種経済団体女性部の活動促進              | 学習会の開催や情報提供等を通じて、農協女性部、漁協女性部、商工会女性部それぞれの活動を促進し、女性の方針決定過程への参画の推進を図ります。                        | 農林水産課<br>商工観光課        | 各女性部にて開催される、学習会や総会等へ参加し、男女共同参画の啓発を行う。<br>学習会等は男女共同参画に関しての内容を取り上げてもらう。<br>商工会女性部の活動促進につながるような情報がある場合は、商工会を通じて、情報提供する。 | 各女性部で開催された学習会や総会へは積極的に参加し、男女共同参画の啓発を行った。<br>商工会にチラシの設置や配布を行った。                        | ○<br>○      | 各女性部にて開催される、学習会や総会等へ参加し、男女共同参画の啓発を行う。<br>商工会女性部の活動促進につながるような情報の収集に努め、商工会を通じて、情報提供する。               |
| 9                                  | 農山漁村男女共同参画推進事業の継続           | 農山漁村を対象とした男女共同参画フォーラムへの参加や、女性部等での講座・研修会を通して、農村地域における固定的性別役割分担の解消を図ります。<br>・くまもと農山漁村フォーラムへの参加 | 農林水産課                 | 男女共同参画に関するフォーラムへの参加を促す。<br>フォーラムや女性部主催の研修会に継続して参加する。<br>女性部主催の研修会に、男女共同参画の推進に関する内容で行ってもらうよう働きかける。                    | 開催されるセミナー等へ参加し、男女共同参画の啓発を行った。<br>また、JAや漁協にもチラシを配布し、周知を図った。                            | ○           | 男女共同参画に関するフォーラム等への参加を促す。<br>フォーラムや女性部主催の研修会に継続して参加する。<br>女性部主催の研修会に、男女共同参画の推進に関する内容で行ってもらうよう働きかける。 |
| 10                                 | 家族経営協定締結戸数の拡充               | 家族経営協定締結を促進して、女性の労働環境の改善、女性の経営参画、後継者育成などを図ります。   | 農林水産課                 | 協定未締結の経営体に対し、県と連携を図りながら、通知や面談等により締結を推進し、女性の労働環境の改善、女性の経営参画、後継者育成等の啓発を図る。   | 協定未締結の経営体に対し、通知や面談等により家族経営協定の周知をしたことにより、締結数を増加させることができた。                              | ○           | 協定未締結の経営体に対し、県と連携を図りながら、通知や面談等により締結を推進し、女性の労働環境の改善、女性の経営参画、後継者育成等の啓発を図る。                           |
| 11                                 | 農林水産業における女性の起業促進            | 起業に関する事例等の情報提供や組織づくりへのアドバイスを行い、農林水産業分野での女性の起業促進を図ります。  | 農林水産課                 | 女性農業者への支援を継続して行う。  | 女性農業者に対し、農業経営アドバイザーや県と連携することで、よりの確な助言・指導等の支援を行った。                                     | ○           | 女性農業者へ助言・指導等の支援を継続して行う。  |
| 12                                 | 小規模事業所や自営業従事者への男女共同参画の推進    | 子育てや介護等、それぞれのライフステージにおいて男女共同参画が重要であるとの認識を深めるための情報提供を行います。                                    | 商工観光課<br>農林水産課<br>総務課 | 商工会を通じて、総務課が作成した事業所用啓発チラシを、会合等の際に配布又は設置する。<br>各種会合や総会において情報提供を行う。<br>県などから提供される講演会などの情報を関係課に提供する。                    | 啓発チラシを設置した。<br>開催された会合や総会等において、情報提供を行った。<br>県などから提供された情報を関係課と共有し、また、庁内にチラシを設置し周知を図った。 | ○<br>○<br>○ | 育児介護休業法について改正があった場合には、市HPや商工会の会合等の際に周知する。<br>各種会合や総会において情報提供を行う。<br>県などから提供される講演会などの情報を関係課に提供する。   |

【重点目標1】あらゆる分野における女性の活躍推進(宇土市女性活躍推進計画)

| No   | 具体的施策                                | 内容  | 担当課                | 令和5年度 具体的な取組目標   | (A) 令和5年度 取組成果  | (A-2) 達成状況 | (B) 令和6年度 具体的な取組目標  |
|--|--------------------------------------|---|--------------------|--|---|------------|---|
| <b>基本的施策の方向④ 地域社会における男女共同参画の推進</b>         |                                      |   |                    |  |   |            |   |
| 13   | 地区公民館を核とした地域おこし、地域づくり活動の充実           | 地区公民館を中心に、地域における男女住民の交流活動を推進します。  | 中央公民館              | 子供地域活動(青空教室)を、7地区公民館で、延べ46回以上開催。ウォークラリーやクッキング教室、芋の苗植えや収穫を行い、男女共同で活動を行う機会とする。   | 新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行し、感染防止に留意しながら、7地区公民館で予定していた子供地域活動(青空教室)計46回すべて開催することができた。婦人会や老人会、保護者や地域ボランティアの方々の協力を得ながら、男女共同での活動を行うことができた。  | ○          | 子供地域活動(青空教室)を、7地区公民館で各5回以上行い、男女どちらも参加しやすい活動内容を心掛けながら、男女共同で活動を行う機会とする。   |
| 14   | 各種NPO・ボランティア団体等の活動支援体制の整備            | ボランティアに関する情報提供・相談等の窓口を設置し、男女のボランティア活動の促進を図ります。                          | まちづくり推進課           | アンケートを送付し市民活動団体の活動状況や課題等を把握する。また、ボランティア活動の促進を図るため、団体間の交流会の開催や広報紙による周知・啓発を行う。   | 市民活動団体にアンケートを実施し、活動状況を把握することができた。それに伴い市民活動団体の交流会を実施し、団体同士で活動内容を共有することができた。  | ○          | 市民活動団体の活動を把握し、活動団体同士の交流を図ることを目的とした全体会議を開催する。  |
| 15   | 福祉ボランティア活動の継続・充実                     | 社会福祉協議会において行っている福祉ボランティア活動が継続・充実するよう支援します。                              | 福祉課<br><br>社会福祉協議会 | ・福祉ボランティア活動状況を把握する。<br>・福祉ボランティア活動を担当する社会福祉協議会の運営と活動に対して、補助金を交付する。<br><br>ボランティア活動を幅広い世代に広げられるよう福祉だよりを活用しながら啓発していく。またボランティア活動が継続できるよう利用する人・活動する人の両者に支援をしていく。 | ・社会福祉協議会活動事業の実績報告として、年間の福祉ボランティア活動状況を把握した。<br>・福祉ボランティア活動を担当する社会福祉協議会の運営と活動に対して、補助金を交付した。<br><br>令和5年11月、ボランティア月間に合わせ、「災害ボランティア設置訓練」を実施。また、ふくしだよりでの広報も行った。ボランティア活動に関する情報収集・提供も随時実施。 | ○<br><br>○ | ・福祉ボランティア活動状況を把握する。<br>・福祉ボランティア活動を担当する社会福祉協議会の運営と活動に対して、補助金を交付する。<br><br>ボランティア活動の広報の継続。及び活動に関する情報収集及び提供の継続。<br>小学生への福祉教育を通じた、ボランティア活動の啓発。 |
| 16   | 地域におけるリーダーの育成                        | 地域活動の要となる「男女共同参画社会づくり地域リーダー」の育成を図ります。                                   | 総務課                | 県主催の「男女共同参画社会づくり地域リーダー育成事業」について、広報紙等で周知し、参加者を募る。   | 県主催の「男女共同参画社会づくり地域リーダー育成事業」について、広報紙、HP、SNS等で周知した。参加希望はなかった。   | ○          | 県主催の「男女共同参画社会づくり地域リーダー育成事業」について、広報紙等で周知し、参加者を募る。  |
| 17   | 地域での男女共同参画の啓発                        | 地域での男女共同参画を推進するため、地域への出前講座などを開催し、男女共同参画の啓発に取り組みます。                      | 総務課                | 広報紙で講師派遣(無料)の希望者を募集する。   | 広報紙(11月号)で講師派遣(無料)の希望者を募集した。派遣希望はなかった。  | ○          | ・広報紙で講師派遣(無料)の希望者を募集する。<br>・市主催の講座等の開催について企画検討する。   |
| 18   | 公的団体や地域団体との協働による男女共同参画の推進            | 人権擁護委員、囃子員、婦人会、PTA、民生委員、老人クラブやNPO団体などと協力しながら、男女共同参画が地域に浸透するような取組を実施します。 | 総務課                | 人権擁護委員協議会、行政区長会、PTAなど各種団体から審議会委員を選任し、具体的な取組に各種団体の意見を反映させる。   | 人権擁護委員協議会、行政区長会、PTAなど各種団体から審議会委員を選任し、審議会で意見を交換した。   | ○          | 人権擁護委員協議会、行政区長会、PTAなど各種団体から審議会委員を選任し、具体的な取組に各種団体の意見を反映させる。  |
| <b>基本的施策の方向⑤ ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進</b> |                                      |   |                    |  |   |            |   |
| 19   | 育児・介護休業制度の周知と取得促進(市役所内)              | 育児・介護休業制度を周知し、男性の育児休業取得促進に向けた取組を実施します。<br>・宇土市特定事業主行動計画に基づく推進           | 総務課                | 研修等を通して、全職員に対し、取得しやすい職場づくりについて理解を深めていくとともに、育児休業に係るポスター等を作成し、庁内に掲示することで取得促進を図る。   | これまでの対象職員への個別の制度説明に加え、新たに男性職員の育児休業促進に係るポスターを庁内に掲示するなど、育児休業の取得促進への取組を図ることができた。成果として、令和5年度は5名の男性職員が育児休業を取得している。   | ○          | これまでの取組みを継続しながら、職場全体で、育児休業取得への理解を深めていく予定である。  |
| 20   | ワーク・ライフ・バランスについての実態調査                | 個人の希望に応じた仕事と生活の調和の実現に向け、実態調査を実施します。                                     | 総務課                | 市民意識調査の結果を踏まえ、次回調査に向けてワークライフバランスに係る情報を収集する。  | 各種研修会等の参加を通じて、ワークライフバランスの現状について情報を収集した。   | ○          | 次回調査に向けてワークライフバランスに係る情報を収集する。   |
| 21   | 育児・介護休業法の事業所への周知                     | 市内事業所の会合等の機会を捉え、育児・介護休暇が取りやすい職場環境づくりへの理解を求めます。                          | 商工観光課<br><br>総務課   | 商工会を通じて、総務課が作成した事業所用啓発チラシを、会合等の際に配布又は設置する。<br><br>事業所用のチラシを関係課と共有する。   | 啓発チラシを設置した。<br><br>セミナー等のチラシを関係課に共有、庁内に掲示したほか、市内企業に対し、よかボス企業の周知啓発を行った。  | ○<br><br>○ | 育児介護休業法について改正があった場合には、市HPや商工会の会合等の際に周知する。<br>事業所用のチラシによる周知啓発及びよかボス企業の登録促進を行う。   |
| 22   | ワーク・ライフ・バランスに取り組む事業所など、先行事例についての情報提供 | ワーク・ライフ・バランスに積極的に取り組んでいる事業所の事例を紹介し、その重要性について理解を深めます。                    | 商工観光課<br><br>総務課   | 商工会を通じて、ワークライフバランスに積極的に取り組む事業所の収集に努める。<br><br>関係課と連携し、ワーク・ライフ・バランスに積極的に取り組んでいる事業所の把握に努め、その事例をホームページ等で紹介する。   | 情報の収集に努めたが、積極的に取り組む事業所の情報はなかった。<br><br>情報を収集できず、事例の紹介には至らなかった。  | ○<br><br>× | 商工会を通じて、ワークライフバランスに積極的に取り組む事業所の収集に努める。<br>よかボス企業について登録促進を行い、登録を行った市内企業の取組をHP等で紹介する。   |

【重点目標1】あらゆる分野における女性の活躍推進(宇土市女性活躍推進計画)

| N<br>O                    | 具体的施策                | 内容   | 担当課            | 令和5年度 具体的な取組目標  | (A) 令和5年度 取組成果   | (A-2)<br>達成状況 | (B) 令和6年度 具体的な取組目標   |
|---------------------------|----------------------|--|----------------|---|--|---------------|--|
| 基本的施策の方向⑥ 家庭における男女共同参画の推進 |                      |  |                |   |  |               |  |
| 23                        | 家庭生活への男性の参加を促すための啓発  | 男女共同参画講座や地域への出前講座など啓発を通して、男性の育児・介護休業の取得や家庭生活への積極的な参加を促します。 | 総務課<br>生涯活動推進課 | ハートフルフェスタの開催及びその会場に男女共同参画啓発パネルを掲示し、男性の育児・介護休業の取得や家庭生活への積極的な参加を促す。<br>アンコンシャス・バイアスによる性別役割意識の解消に向けた啓発を、今年度実施予定の人権出前講座の内容に取り入れる。 | ハートフルフェスタを開催し、会場に男女共同参画啓発パネルを掲示した。ハートフルフェスタの参加者は250名であった。<br>出前講座は実施できなかったが、広報紙でSOGI(ソジ)ハラに関する啓発記事において、性別役割意識に縛られていることによる弊害について言及した。 | ○<br>○        | ハートフルフェスタの開催及びその会場に男女共同参画啓発パネルを掲示し、男性の育児・介護休業の取得や家庭生活への積極的な参加を促す。<br>男性・女性とはかくあるべきという自分のアンコンシャス・バイアスに気付くことから男性の家庭参加は始まると考えている。広報紙でバイアスの克服についての啓発記事を掲載する。 |
| 24                        | 男性のための料理・介護など実践講座の実施 | 男性を対象にした料理・介護等、家庭における男性の生活や自活能力を高めるための実践講座を実施します。          | 総務課<br>生涯活動推進課 | 男性のための実践講座について、県等からの情報を関係課と共有する。<br>性別にとらわれず、誰もが参加できる講座の企画をする。  | 県等からの情報を庁内に掲示するなどし、周知を図った。<br>料理教室やペン習字講座、終活講座など、性を限定することなく、誰もが参加できる講座を企画した。   | ○<br>○        | 県等からの情報を庁内に掲示するなどし、周知を図る。<br>性別にとらわれず、誰もが参加できる講座の企画をする。受講者の9割が女性に偏っているので、男性も参加したくなる講座を企画したい。   |
| 25                        | 家庭で活躍する男性の事例紹介       | 育児休業を取得した男性等を情報紙や講座で紹介し、男性が仕事と生活の調和を図ることができるよう促します。        | 総務課            | 家庭で活躍する男性の情報把握に努め、広報紙等で紹介する。  | 広報紙(11月号)にて家庭で活躍する男性の情報提供を求めたが、情報提供はなかった。  | ○             | 家庭で活躍する男性の情報把握に努め、広報紙等で紹介する。   |
| 26                        | 家庭での男女共同参画意識の浸透      | 市民向けの男女共同参画イベントを開催し、家庭での固定的な性別役割分担意識の解消に努めます。              | 総務課            | ハートフルフェスタの開催及びその会場に男女共同参画啓発パネルを掲示し、家庭での固定的な性別役割分担意識の解消につなげる。  | ハートフルフェスタを開催し、会場に男女共同参画啓発パネルを掲示した。ハートフルフェスタの参加者は250名であった。(再掲)  | ○             | ハートフルフェスタの開催及びその会場に男女共同参画啓発パネルを掲示し、家庭での固定的な性別役割分担意識の解消につなげる。   |

実施率(重点目標1) 96%

※実施率については、具体的施策ごとに実施の有無を判断し、集計しています。(達成状況欄の○の数が過半数以上であれば、実施有)

<管理指標達成状況>

| NO | 管理指標                        | 計画現状値<br>H29年度   | 数値目標<br>上段: R4年度<br>下段: R7年度 | 実績<br>R3年度      | 実績<br>R4年度 | 実績<br>R5年度 | 目標達成<br>状況<br>(R4目標値) | 目標達成<br>状況<br>(R7目標値) | 担当課   | 関連する具体的施策                     |
|----|-----------------------------|------------------|------------------------------|-----------------|------------|------------|-----------------------|-----------------------|-------|-------------------------------|
| 1  | 市における審議会等への女性の登用率           | 30.4%(149人)      | 32.0%<br>35.0%               | 27.4%           | 29.1%      | 27.4%      | ×                     | ×                     | 総務課   | 1 各種審議会・委員会等への女性の登用促進         |
| 2  | 市の役付き職員に占める女性職員の割合          | 30.9%(34人)       | 35.0%<br>40.0%               | 33.0%           | 30.8%      | 30.8%      | ×                     | ×                     | 総務課   | 2 市女性職員の役付き職員への登用促進           |
| 3  | 25歳から29歳までの女性の就業率           | 77.6%<br>(H27年度) | 80.0%<br>80%以上               | 86.8%<br>(R2年度) | —          | —          | —                     | —                     | 総務課   | 6 市内事業者等の男女共同参画関連研修実施に伴う講師の派遣 |
| 4  | 家族経営協定の締結戸数                 | 70戸              | 80戸<br>95戸                   | 83戸             | 89戸        | 90戸        | ○                     | ×                     | 農林水産課 | 10 家族経営協定締結戸数の拡充              |
| 5  | 市職員における男性の育児休業取得件数          | 0件               | 5件<br>8件                     | 2件              | 2件         | 5件         | ○                     | ×                     | 総務課   | 19 育児・介護休業制度の周知と取得促進(市役所内)    |
| 6  | ワーク・ライフ・バランスの認知度            | 46.3%            | 50.0%<br>55.0%               | —               | 65.2%      | —          | —                     | —                     | 総務課   | 20 ワーク・ライフ・バランスについての実態調査      |
| 7  | 「男は仕事、女は家庭」という考え方に同感しない人の割合 | 65.3%            | 70.0%<br>75.0%               | —               | 71.0%      | —          | —                     | —                     | 総務課   | 26 家庭での男女共同参画意識の浸透            |

### 第3次宇土市男女共同参画推進計画に関する令和5年度取組成果及び令和6年度具体的な取組目標

#### 【重点目標2】男女共同参画社会実現のための意識・社会基盤の改革

| NO                           | 具体的施策                       | 内容  | 担当課          | 令和5年度 具体的な取組目標   | (A)令和5年度 取組成果   | (A-2) 達成状況 | (B)令和6年度 具体的な取組目標  |
|------------------------------|-----------------------------|---|--------------|--|---|------------|--|
| 基本的施策の方向① 意識改革のための広報・啓発活動の推進 |                             |   |              |  |   |            |  |
| 27                           | 男女共同参画に関する講演会、講座の実施         | 講演会、講座の実施を通して、固定的な性別役割分担意識の解消に向け、市民・事業者を対象とした意識啓発を行います。                                 | 総務課          | ハートフルフェスタの開催及びその参加者に啓発チラシを配布し、意識啓発を行う。   | ハートフルフェスタの開催及び参加者への啓発チラシの配布により、意識啓発を行った。ハートフルフェスタの参加者は250名であった。(再掲)   | ○          | ・ハートフルフェスタの開催及びその参加者への啓発チラシの配布により、意識啓発を行う。<br>・市主催の講座等の開催について企画検討する。   |
| 28                           | 広報紙や報道機関を活用した啓発             | 広報紙への男女共同参画に関する記事の掲載やパンフレット等の配布により、市民の意識啓発を図ります。また、講演会や講座の開催情報など、報道機関を通じて積極的な情報発信を行います。 | 総務課          | 男女共同参画月間に広報紙及び市HPに啓発記事を掲載する。   | 男女共同参画月間(11月)に広報紙に啓発記事を掲載した。  | ○          | 男女共同参画月間に広報紙及び市HPに啓発記事を掲載する。   |
| 29                           | ホームページを活用した啓発               | 市ホームページで、男女共同参画に関する情報を掲載し、身近で分かりやすい情報を発信します。  | 総務課          | 男女共同参画に関する情報を市ホームページにて発信する。  | 男女共同参画に関する情報を市ホームページにて継続して発信した。   | ○          | 男女共同参画に関する情報を市ホームページにて発信する。  |
| 30                           | 情報紙の発行                      | 年に1回程度、市民にとって身近で分かりやすい男女共同参画に関する情報紙を発行し、様々な情報提供に努めます。                                   | 総務課          | 男女共同参画月間に広報紙に啓発記事を掲載する。(再掲)  | 男女共同参画月間(11月)に広報紙に啓発記事を掲載した。(再掲)  | ○          | 男女共同参画月間に広報紙に啓発記事を掲載する。(再掲)  |
| 31                           | 図書館における関連図書・資料・DVD等での情報提供   | 男女共同参画に関する情報を市民に提供できるよう図書等の充実に努めます。また、11月の男女共同参画月間中には、男女共同参画関連書籍コーナーを設け、市民への周知を図ります。    | 総務課<br>図書館   | 図書館と協働し、男女共同参画に関する情報を提供する。<br><br>男女共同参画に関連したイベント等の情報が入り次第、チラシを館内に掲示し、利用者へ周知する。11月の男女共同参画月間において、関連する図書等を集めた特設コーナーを設ける。 | 図書館と連携し、男女共同参画に関する図書情報を広報紙(11月号)に掲載した。<br><br>男女共同参画に関する図書を購入し、蔵書の充実に努めた。男女共同参画月間に、2階一般室において関連する図書等を集めて特設コーナーを設け、多くの利用者に貸出を行った。男女共同参画に関するポスター掲示やチラシを設置した。 | ○<br>○     | 図書館と協働し、男女共同参画に関する情報を提供する。<br><br>男女共同参画に関連したイベント等の情報が入り次第、チラシを館内に掲示し、利用者へ周知する。11月の男女共同参画月間において、関連する図書等を集めた特設コーナーを設ける。 |
| 32                           | 地区公民館での男女共同参画学習会の開催         | 地区公民館での学習会を通して、市全域への男女平等意識の普及を図っていきます。  | 中央公民館<br>総務課 | 男女共同参画に関連する人権問題を、各地区公民館の成人講座として、年間2講座以上実施する。   | 各公民館で、男女共同参画を含む人権問題についての成人講座を3回行い、延べ59人の参加があった。地域の小・中学校長等に子供の人権問題を中心に講話をしてもらい、固定観念が差別につながることや、相手を認め、思いやることの大切さ等を学ぶ機会となった。                                 | ○          | 男女共同参画に関連する人権問題を、各地区公民館の成人講座として年間2講座以上実施する。  |
| 33                           | 男女平等の視点に立った生涯学習講座の実施        | 講座の内容及び実施にあたっては、固定的な役割分担意識の解消を図るよう配慮します。  | 生涯活動推進課      | 男女共同参画を意識した講座を開催する。  | 季節の料理講座を開催した。1名ではあったが、男性の参加もあり、性別にとらわれず、協力して行うことができた。   | ○          | 女性に偏ってしまうため、夫婦で参加したり、男性も参加しやすくなるような講座を開催する。  |
| 34                           | 生涯学習活動における開催場所・日時・方法・託児等の考慮 | 男女がともに希望する時に希望する場所で生涯学習活動に参加できるよう配慮します。   | 生涯活動推進課      | 開催曜日や時間など、選択肢を広げ、男女ともに参加できる講座を企画する。  | 講座を夜間に開催することは、職員の勤務の都合上困難であるため、開催曜日を月～金まで企画した。ヨガ講座に関して、乳児連れの市民が応募されたが、講師に相談すると、子連れ参加が可能とのことだった。結果として講座抽選に漏れてしまったので、子連れ参加はなかった。                            | ○          | 受講者が女性に偏ってしまうので、講座の内容を精査し、男性にとっても参加しやすい講座の企画をする。   |
| 35                           | メディアを通じた広報・啓発               | 男女共同参画についての正しい理解を促すため、メディアを通じた広報・啓発を推進しています。  | 総務課          | 男女共同参画に関する情報を市ホームページにて発信する。(再掲)  | 男女共同参画に関する情報を市ホームページにて継続して発信した。(再掲)   | ○          | 男女共同参画に関する情報を市ホームページにて発信する。(再掲)  |

【重点目標2】男女共同参画社会実現のための意識・社会基盤の改革

| NO | 具体的施策                       | 内容   | 担当課 | 令和5年度 具体的な取組目標  | (A)令和5年度 取組成果   | (A-2) 達成状況   | (B)令和6年度 具体的な取組目標   |
|----|-----------------------------|--|-----|---|---|--|---|
| 36 | 市で発行する広報紙やホームページ等における表現への配慮 | 市の提供する発行物等について、固定的な性別役割分担意識をイメージするような不適切な文章表現や写真・イラスト等を掲載しないよう配慮します。 | 全課  | <p>広報やホームページに記事を掲載するにあたって、人権に配慮した掲載内容となるように事前の確認に努める。(学校教育課)</p> <p>パンフレットや資料などで使用する写真やイラスト等で固定的な性別役割分担のイメージを植え付けないように配慮する。(健康づくり課)</p> <p>社協広報紙、ホームページ、SNS等で、性別役割分担、その他差別的表現がなされないよう、複数の職員で確認し、発行・発信する。(社会福祉協議会)</p> <p>広報・ホームページ記事等の掲載内容についてあらゆる人権に配慮し、複数職員での内容確認を徹底する。(市民保険課)</p> <p>ホームページやSNSへの記事掲載時に、性別での役割分担や差別的な表現等がないよう取り組む。(土木課)</p> <p>市広報紙、ホームページ、出版物等において、常に不適切表現がないよう努める。(文化課)</p> <p>作成するチラシや、広報紙・ホームページ等に掲載する記事について、不適切な表現や写真、イラスト等を使用しないよう配慮する。(総務課)</p> | <p>人権に係る不適切な表現や内容が無いが、確認を行った。</p> <p>母子保健事業や成人保健事業においてチラシや資料を作成する際に、使用する写真やイラスト等で固定的な性別役割分担のイメージを植え付けないように、複数の職員で確認し、発行した。</p> <p>うと福祉だより、ホームページ、フェイスブックの発行・更新には職員全員で確認し、差別的表現がないよう配慮している。</p> <p>広報・ホームページ記事等の掲載内容や窓口に配布・設置するチラシ等についても、人権に配慮したものを確認した。また、複数職員で内容が適切かどうかを確認した。</p> <p>ホームページやSNSへの記事掲載時に、性別での役割分担や差別的な表現等がないよう取り組んだ。</p> <p>不適切な表現がないよう原稿作成時や校正時に課員全員で確認した。</p> <p>作成するチラシや掲載する記事に、不適切な表現等が使用されていないか複数の職員で確認を行った。</p> | <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> | <p>広報やホームページに記事を掲載するにあたって、人権に配慮した掲載内容となるように事前の確認に努める。</p> <p>パンフレットや資料などで使用する写真やイラスト等で固定的な性別役割分担のイメージを植え付けないように配慮する。(健康づくり課)</p> <p>引き続き、不適切な文章表現や写真、表現が無いよう、うと福祉だより、ホームページ、フェイスブックの発行・更新を行う際に、職員全員で確認を行う。</p> <p>広報・ホームページ・SNS等の掲載内容、窓口に配布・設置するチラシ等について、人権に配慮したものを掲載する。また、複数職員での内容確認を徹底する。</p> <p>ホームページやSNSへの記事掲載時に、性別での役割分担や差別的な表現等がないよう取り組む。</p> <p>市広報紙、ホームページ、出版物等において、常に不適切表現がないよう努める。(文化課)</p> <p>作成するチラシや、広報紙・ホームページ等に掲載する記事について、不適切な表現や写真、イラスト等を使用しないよう配慮する。(総務課)</p> |

【重点目標2】男女共同参画社会実現のための意識・社会基盤の改革

| NO                                     | 具体的施策                                   | 内容  | 担当課              | 令和5年度 具体的な取組目標   | (A)令和5年度 取組成果  | (A-2) 達成状況 | (B)令和6年度 具体的な取組目標   |
|--|---|---|------------------|--|--|------------|---|
| 基本的施策の方向② 多様な選択を可能にする学校教育・家庭教育・生涯学習の推進 |   |   |                  |  |  |            |   |
| 37                                     | 学校教育全体における男女共同参画の推進                     | 学校教育において、人権の尊重、男女平等の意識、男女相互の理解と協力の重要性、地域内・家庭内交流の大切さについて学ぶ機会の充実を図ります。        | 学校教育課            | 小中学校全校で男女共同参画に係る校内研修等を実施する。<br>※人権教育に関わる研修等に、男女共同参画に関する視点を入れて実施するものも含む       | 小中学校で男女共同参画に係る校内研修等を実施した。  | ○          | 小中学校全校で男女共同参画に係る校内研修等を実施する。<br>※人権教育に関わる研修等に、男女共同参画に関する視点を入れて実施するものも含む。                                 |
| 38                                     | 男女共同参画の視点に立った教材・指導方法の工夫                 | 児童生徒が学校で使う教材などの選択に配慮し、性別にとられない指導など教育環境づくりに努めます。                             | 学校教育課            | 小中学校半数(5校)以上で男女共同参画に係る教材研究、授業研究を実施する。  | 小中学校半数(5校)以上で男女共同参画に係る教材研究を実施した。   | ○          | 小中学校半数(5校)以上で男女共同参画に係る教材研究、授業研究を実施する。   |
| 39                                     | 学校生活における性別に基づく固定的な役割分担意識の解消             | 男女混合名簿の導入をはじめとして、学級運営などにおける性別役割分担の解消を図っていくよう各学校に理解を求めます。                    | 学校教育課            | 男女混合名簿でない学校に働きかけ、国や県等からの通知を各学校へ周知を継続していく。                                    | 男女混合名簿でない学校に働きかけを行った。<br>国や県等からの通知を各学校へ周知。   | ○          | 男女混合名簿でない学校に働きかけ、国や県等からの通知を各学校へ周知を継続していく。   |
| 40                                     | 固定的な性別役割分担意識にとられない個性を尊重したキャリア教育や進路指導の実施 | 職場体験や進路選択にあたって、児童生徒自身が、性別に基づく固定的役割分担意識にとられずに主体的に選択できるよう各学校に指導のあり方への配慮を求めます。 | 学校教育課            | 国や県等からの通知を各学校へ周知する。  | 国や県等からの通知を各学校へ周知した。  | ○          | 国や県等からの通知を各学校へ周知する。   |
| 41                                     | 保育園・幼稚園での男女共同参画の視点に立った子育て講演会等の開催        | 保育園・幼稚園での子育て講演会などを通して、保護者への意識啓発を行っていきます。                                    | 学校教育課<br>子育て支援課  | 幼稚園での講演会開催の検討を行う。<br>保育園・保護者への意識啓発のため、講演会等の検討を行う。                            | 講演会を実施することができなかった。<br>保育園との調整がつかず取り組むことができなかった。  | ×<br>×     | 幼稚園での講演会開催の検討を行う。<br>保育参観などを通して、男女共同参画の視点に立った子育てに関する資料(チラシ)を配布し、保護者への意識啓発を行う。                           |
| 42                                     | PTAの総会や研修時における男女共同参画に関する啓発講座の実施         | PTA研修会等の機会を捉えて、小中学校の保護者を対象として、家庭での男女相互の理解と協力の重要性など男女共同参画意識の浸透を図ります。         | 生涯活動推進課<br>学校教育課 | 男女共同参画の視点を取り入れた家庭教育講演会の実施をPTA団体に呼びかける。<br>機会を捉えて研修内容など男女共同参画に関連する講座について紹介する。 | 男女共同参画の視点を取り入れた家庭教育講演会の実施をPTA団体に呼びかけた。講演会の実施は1校のみだったが、親子災害教室というもので、男女共同参画の視点を取り入れられたものだった。<br>PTAからの研修等の相談はなかった。 | ○<br>×     | 県主催の「親の学び」プログラム講座という、子育てについての参加型講座を行っているが、そこに男女共同参画の視点も盛り込んで実施する。<br>機会を捉えて研修内容など男女共同参画に関連する講座について紹介する。 |
| 43                                     | それぞれのライフステージに応じた生涯学習講座の実施               | 講座開催の際、参加者へのアンケート調査を実施する等、ニーズに応じた講座を開催します。                                  | 生涯活動推進課          | 講座受講生へアンケート調査を実施し、市民のニーズに応じた講座を企画する。   | 講座受講生へアンケート調査を行い、市民のニーズ把握に努めた。   | ○          | 講座受講生へアンケート調査を実施し、市民のニーズに応じた講座を企画する。  |

【重点目標2】男女共同参画社会実現のための意識・社会基盤の改革

| NO                     | 具体的施策        | 内容   | 担当課                     | 令和5年度 具体的な取組目標  | (A)令和5年度 取組成果   | (A-2) 達成状況          | (B)令和6年度 具体的な取組目標  |
|------------------------|--------------|--|-------------------------|---|---|---------------------|--|
| 基本的施策の方向③ 国際理解と国際交流の推進 |              |  |                         |   |   |                     |  |
| 44                     | 国際理解教育の継続と充実 | 幼児教育・学校教育等においては、外国人による授業等を通して異文化に対する理解を促し、国際的な視野を持った人材を育成します。<br>・ALTによる国際理解教育<br>・国際交流事業            | 学校教育課<br>子育て支援課         | 小学校英語の教化科に伴い、授業を通して異文化交流を促し、グローバル化に対応できる人材育成に取り組んでいく。<br><br>市内認可保育所13園へ外国人講師が出向き、絵本や手作りの教材を利用して、英語による歌やゲームを行い英語に慣れ親しむ。1保育所に対し、年間20回実施する。   | ALTが授業をととして、オリジナルの教材を作り、自国の文化を紹介し、異文化の交流に努めた。<br><br>1保育所につき、年間20回実施した。   | ○<br><br>○          | 小学校英語の教化科に伴い、授業を通して異文化交流を促し、グローバル化に対応できる人材育成に取り組んでいく。<br><br>市内認可保育所13園へ外国人講師が出向き、絵本や手作りの教材を利用して、英語による歌やゲームを行い英語に慣れ親しむ。1保育所に対し、年間20回実施する。  |
| 45                     | 外国人の人権       | 地域社会の住民として、ともに言葉や慣習の違いを認め合い、それぞれの歴史や文化を尊重する意識の啓発に努めます。   | 総務課<br>生涯活動推進課<br>学校教育課 | 各種関係団体に対し、会合等の機会があれば、外国人の人権に係る説明を行い、意識の啓発に取り組む。<br><br>外国人の人権について関心のある人が少ないことが、市民意識調査の結果で判明したので、啓発記事を広報紙に掲載したが、人権教育・啓発基本計画改定でも、外国人の人権に関する課題を明確にして引き続き掲載する。<br><br>人権教育や英語教育の授業において、外国の歴史や文化を紹介しながら互いに人権を尊重する意識の啓発に取り組む。 | 関係団体への説明の機会はなかったが、新規採用職員研修において、地域の外国人に対する人権問題について説明し、意識啓発を行った。<br><br>広報5月号に外国人への差別に関する啓発記事を掲載し、ここにも外国人に対するアンコンシャス・バイアス(無意識の思い込み)が原因となって偏見・差別が生じるということに言及した。<br><br>ALTが授業をととして、オリジナルの教材を作り、自国の文化を紹介し、異文化の交流に努めた。 | ○<br><br>○<br><br>○ | 人権啓発の場において、外国人の人権に関する内容を含めた啓発を行う。<br><br>男女共同参画における「外国人の人権」とは、「外国人」であることに加え「女性」であることにより更に複合的に困難な状況に置かれている場合があることを踏まえたものなので、この点や外国籍の子どもに焦点を当てた啓発をする。<br><br>人権教育や英語教育の授業において、外国の歴史や文化を紹介しながら互いに人権を尊重する意識の啓発に取り組む。 |
| 46                     | 国際的な協調及び貢献   | 男女共同参画は国際社会における取組と密接な関係を有していることから、国際的な動きを踏まえて情報収集し、市民に広く発信するよう努めるとともに、国際的な協調及び貢献に向け、国・県施策との連携を推進します。 | 総務課                     | ・国が発信する情報を市ホームページでも発信する。<br>・国や県が発信する情報を関係課に提供する。   | ・国が発信する国際的な情報を市ホームページでも継続して発信した。<br>・国や県のリーフレット等を庁内に掲示するなどして周知した。   | ○                   | ・国が発信する情報を市ホームページでも発信する。<br>・国や県が発信する情報を周知する。  |

実施率(重点目標2) 90%

<管理指標達成状況>

| NO | 管理指標                       | 計画現状値 H29年度 | 数値目標<br>上段: R4年度<br>下段: R7年度 | 実績 R3年度 | 実績 R4年度 | 実績 R5年度 | 目標達成状況 (R4目標値) | 目標達成状況 (R7目標値) | 担当課 | 関連する具体的施策              |
|----|----------------------------|-------------|------------------------------|---------|---------|---------|----------------|----------------|-----|------------------------|
| 8  | 社会全体での男女の地位が平等であると感じる市民の割合 | 21.0%       | 25.0%<br>30.0%               | —       | 15.8%   | —       | —              | —              | 総務課 | 28 広報紙や報道機関を活用した啓発     |
| 9  | 学校教育の場で男女が平等になっていると回答した割合  | 54.5%       | 60.0%<br>65.0%               | —       | 59.4%   | —       | —              | —              | 総務課 | 37 学校教育全体における男女共同参画の推進 |

### 第3次宇土市男女共同参画推進計画に関する令和5年度取組成果及び令和6年度具体的な取組目標

#### 【重点目標3】安全・安心な暮らしの実現

| NO                               | 具体的施策                     | 内容   | 担当課                       | 令和5年度 具体的な取組目標  | (A)令和5年度 取組成果  | (A-2) 達成状況  | (B)令和6年度 具体的な取組目標  |
|----------------------------------|---------------------------|--|---------------------------|---|--|-------------|--|
| 基本的施策の方向① 女性・子どもに対するあらゆる暴力の防止・根絶 |                           |  |                           |   |  |             |  |
| 47                               | DV等に関する周知啓発               | 広報紙への掲載や講演会・講座の開催を通して、DV等が人権侵害であることを広く市民に周知します。また、11月にはDVに関する広報啓発などを強化し、暴力の未然防止・根絶に取り組みます。     | 子育て支援課<br>総務課             | ホームページへの掲載や、子育てガイドブック、チラシの配布にて周知を図る。広報11月号にはDV防止に関する記事を掲載する。<br>県などから提供されるDV等に関する情報を、子育て支援課に情報提供する。                                       | ホームページや広報11月号掲載など周知啓発を行った。<br>県などから提供されるDV等に関する情報を、子育て支援課に情報提供した。また、関連するチラシ・ポスター等を庁内に掲示した。   | ○<br>○      | 市民保険課を含む関係機関・部署との連携の強化を図り、速やかな対応に心がけるとともに、ホームページや広報掲載で周知を図る。<br>県などから提供されるDV等に関する情報を、子育て支援課に情報提供するとともに、周知啓発を図る。  |
| 48                               | DV等に関する調査の実施              | DVをはじめとした女性の人権にかかわる事項についてアンケート調査を実施し、市民の意識や実態を把握します。   | 総務課                       | 市民意識調査の結果を踏まえ、次回調査に向けてDVIに関する意識や実態に係る情報を収集する。   | 各種研修会等の参加を通じて、DVIに関する現状について情報を収集した。  | ○           | 次回調査に向けてDVIに関する意識や実態に係る情報を収集する。  |
| 49                               | DV防止と被害女性の救済のための関係機関連携強化  | 要保護児童対策及びDV対策地域協議会の充実により関係機関の連携を強化し、DVの早期発見・早期対応を図ります。   | 子育て支援課                    | 要保護児童対策及びDV対策地域協議会における代表者会議・実務者会議・個別ケース会議を活用し、早期発見・早期対応に努める。  | 代表者会議において関係機関の連携強化を図るとともに、個別ケース会議などでも早期発見・早期対応に努め、丁寧な対応を心がけた。  | ○           | 代表者会議・実務者会議のほか、平常時からの市民保険課等の関係機関との連携を密に早期発見・丁寧な対応を心がける。  |
| 50                               | 若年層における未然防止のための啓発         | 若年層(特に中高生)の間で増加しつつあるデートDVの防止あるいは未然防止のための情報提供や意識啓発を推進します。                                       | 学校教育課<br>総務課              | 国や県等からの通知を各学校に周知する。<br>デートDV等に関する情報を市ホームページに継続掲載する。   | 国や県等からの通知を各学校に周知した。<br>デートDV等に関する情報を市ホームページに継続掲載した。  | ○<br>○      | 国や県等からの通知を各学校に周知する。<br>デートDV等に関する情報を市ホームページに継続掲載する。  |
| 51                               | DV相談体制の充実                 | DV相談に対する適切な対応ができるよう、研修会等への参加により担当職員及び相談員の資質の向上を図ります。<br>・婦人相談(母子・父子自立支援相談)、家庭相談<br>・犯罪被害者等支援相談 | 子育て支援課<br>総務課<br>総務課      | 研修会等に参加し、担当職員及び相談員の資質向上を目指す。<br>県などから提供される研修会等に関する情報を、関係課に情報提供する。<br>関係機関から配布されるポスター・リーフレット等を庁舎及び支所等で掲示、配布し、支援窓口を広く周知する。                  | 研修会にも積極的に参加するとともに、係内などで情報共有や相談内容の検討を行うなど、資質向上に努めた。<br>県などから提供される研修会等に関する情報を、関係課に情報提供した。<br>関係機関から配布されたポスター・リーフレット等を庁舎及び支所等で掲示、配布することにより、支援窓口を広く周知した。 | ○<br>○<br>○ | 県主催等の研修会に積極的に参加し、研修の復命やケース検討を行うことで、相談員だけでなく係内職員の資質向上を図る。<br>県などから提供される研修会等に関する情報を、関係課に情報提供する。<br>関係機関から配布されるポスター・リーフレット等を庁舎及び支所等で掲示、配布し、支援窓口を広く周知する。     |
| 52                               | 子どもに対する暴力及び性的虐待の根絶        | 子どもに対する暴力や性的虐待の根絶に向けた予防・啓発の充実を図ります。<br>・児童虐待防止推進月間(11月)  | 子育て支援課<br>健康づくり課          | ホームページへの掲載や、子育てガイドブック配布等で周知を図る。<br>保護者が相談しやすい体制を構築。乳幼児健診や個別訪問の際の子どもや保護者の状態確認を行う。  | ホームページの掲載を行いながら、周知啓発に努めた。<br>随時保護者からの相談を受け、支援を行った。また、乳幼児健診や個別訪問時に、子どもの養育状況や保護者の子育て状況、環境状態を確認した。  | ○<br>○      | ホームページや広報掲載などにおいて、暴力や虐待の根絶に向けての周知啓発を行う。<br>乳幼児健診や個別訪問の際に子どもや保護者の状態確認を行う。また、保護者が相談しやすい体制を構築し、個々に応じた支援を行う。   |
| 53                               | 子どもへの暴力及び性的虐待についての相談体制の充実 | 地域で虐待を見逃さないよう、児童虐待の疑いがある場合はいち早く報告してもらうよう広報活動等により働きかけます。  | 子育て支援課                    | ホームページ、広報への掲載や、子育てガイドブック配布等で周知を図るとともに、関係機関と密に連絡を取り合うことでいち早い通告ができる体制を整える。  | ホームページや広報掲載を行うとともに、平常時から関係機関との情報交換など連携強化に努めた。  | ○           | ホームページ・広報等の掲載とともに、平常時からの関係機関との顔の見える関係性づくりを強化し、相談体制を強化する。   |
| 54                               | 児童虐待防止のための関係機関の連携強化       | 要保護児童対策及びDV対策地域協議会の充実により関係機関の連携を強化し、児童虐待の早期発見・早期対応を図ります。                                       | 子育て支援課<br>健康づくり課<br>学校教育課 | 要保護児童対策及びDV対策地域協議会における代表者会議・実務者会議・個別ケース会議を活用し、早期発見・早期対応に努める。<br>連携会議に出席し、情報提供を行う。また必要に応じて関係機関と適宜情報を共有し、早期対応に努める。<br>ケース会議等で関係機関との情報共有を図る。 | 代表者会議において関係機関の連携強化を図るとともに、個別ケース会議などでも早期対応を心がけた。<br>連携会議に出席し、関係機関と情報を共有し、連携を図った。また、連携会議以外でも、必要に応じて適宜関係機関と情報共有を行った。<br>ケース会議等で関係機関との情報共有を図った。          | ○<br>○<br>○ | 要保護児童対策及びDV対策地域協議会における代表者会議・実務者会議・個別ケース会議を活用し早期対応を行うとともに、庁内の関係機関との連携強化に努める。<br>連携会議に出席し、情報提供を行う。また必要に応じて関係機関と適宜情報を共有し、早期対応に努める。<br>ケース会議等で関係機関との情報共有を図る。 |

【重点目標3】安全・安心な暮らしの実現

| NO | 具体的施策                        | 内容   | 担当課                              | 令和5年度 具体的な取組目標  | (A)令和5年度 取組成果   | (A-2) 達成状況          | (B)令和6年度 具体的な取組目標   |
|----|------------------------------|--|----------------------------------|---|---|---------------------|---|
| 55 | 犯罪被害者等支援窓口の充実                | 犯罪被害にあった市民からの相談にきめ細やかに対応するため、犯罪被害者等支援相談の充実に努めます。             | 総務課                              | 関係機関から配布されるポスター・リーフレット等を庁舎及び支所等で掲示、配布し、支援窓口を広く周知する。   | 関係機関から配布されたポスター・リーフレット等を庁舎及び支所等で掲示、配布することにより、支援窓口を広く周知した。   | ○                   | 関係機関から配布されるポスター・リーフレット等を庁舎及び支所等で掲示、配布し、支援窓口を広く周知する。   |
| 56 | 通学路及び公園等における防犯・安全対策の強化       | 通学路や公園等、性犯罪が起きやすい場所の定期的な巡回によって犯罪の未然防止に努めます。<br>・交通安全・防犯パトロール | 環境交通課<br><br>生涯活動推進課             | 宇土市交通指導員、宇土市生活安全パトロール隊、及び市による街頭活動・パトロールを実施し、通学路等における犯罪抑止・防犯・安全確保に常時的に取り組む。<br><br>通学路や公園等、性犯罪が起きやすい場所の定期的な巡回を行い、危険箇所の再確認を行う。また、ボランティアの告知・募集及び講習会は今後も実施していく。 | 宇土市交通指導員による通学時の街頭活動を月3日以上(原則1日、10日、20日)実施。<br>宇土市生活安全パトロール隊による地区の防犯パトロールを7地区すべての地区で毎月実施。<br>市による交通安全パトロールを毎月(原則1日)実施。<br><br>月3回巡回を行い、危険箇所については講習会時に学校関係者及びボランティアと確認・情報共有を行った。見守りボランティアについては、周知や講習会での参加呼びかけを行い4名増加となった。 | ○<br><br>○          | 宇土市交通指導員による街頭活動、市による交通安全パトロールを引き続き実施し、児童の通学時の安全確保に常時取り組む。また、生活安全パトロール隊による防犯パトロールを引き続き実施し犯罪抑止に常時取り組む。<br><br>見守り・声掛けが手薄になりがちな下校時の巡回を強化する。また、古くなった看板の取り換え作業を行う。 |
| 57 | 犯罪を防止するための防犯に配慮した道路や公園等施設の整備 | 防犯灯等の設置により、犯罪の起きにくい環境づくりに努めます。<br>・防犯灯設置事業補助制度               | まちづくり推進課<br><br>土木課<br><br>都市整備課 | LED防犯灯の設置に対し補助金を交付する。<br><br>土木課管理の街路灯において、定期的に点検を行い、必要に応じて修繕等を行う。<br><br>都市公園等の施設に設置している防犯灯等に不具合が生じた場合、早急に修繕を行い犯罪防止に努める。                                   | 28団体から104基のLED防犯灯の設置補助申請があり、補助を行った。<br><br>土木課管理の街路灯において、定期的に点検を行い、必要に応じて修繕等を行った。<br><br>立岡自然公園等に設置してある防犯灯の器具等の不具合があったため、早急に修繕等ができるよう所管課と連携し修繕を行い、犯罪防止に努めた。   | ○<br><br>○<br><br>○ | LED防犯灯の設置に対し補助金を交付する。<br><br>土木課管理の街路灯において、定期的に点検を行い、必要に応じて修繕等を行う。<br><br>都市公園等の施設に設置している防犯灯等の維持管理を適切に行う。   |
| 58 | セクハラ防止のための啓発                 | セクハラが人権侵害であることについて、広く市民に周知し、意識啓発を推進します。                      | 総務課                              | ・セクハラ防止についての記事を市ホームページに継続掲載する。<br>・網田・網津支所、中央公民館にチラシを継続設置する。  | ・セクハラ防止についての記事を市ホームページに継続掲載した。<br>・セクハラ防止に係るチラシを庁舎及び支所等で設置した。   | ○                   | セクハラ防止について、市ホームページへの掲載やチラシの設置等により意識啓発を図る。   |
| 59 | セクハラ防止のための事業主及び従業員への啓発       | 市内事業所に対しパンフレット等で周知を図るとともに、男女雇用機会均等法に基づいたセクハラ防止への理解を求めます。     | 商工観光課<br><br>総務課                 | 商工会を通じて、総務課が作成したセクハラ防止についての啓発チラシを、会合等の際に配布又は設置する。<br><br>セクハラ防止についてのチラシを商工観光課に提供する。   | 啓発チラシを設置した。<br><br>セクハラ防止についてのチラシを商工観光課に提供した。   | ○<br><br>○          | 商工会を通じて、総務課が作成したセクハラ防止についての啓発チラシを、会合等の際に配布又は設置する。<br><br>セクハラ防止についてのチラシを商工観光課に提供する。   |
| 60 | 市役所におけるセクハラ防止の啓発と相談窓口の周知     | セクハラが人権侵害であることについての意識啓発を推進し、相談窓口の周知を図ります。                    | 総務課                              | 引き続き、研修の中で全職員への説明を行う等、周知を図る。  | 今年度から、熊本県市町村職員研修協議会が主催する「ハラスメント未然防止力向上研修」に、新任係長、課長を派遣し、セクハラを含めたハラスメント行為に関する意識向上への取組を行った。受講者は9名。また、全職員向けにも、良好な職場環境の保持の観点から、職員一人一人がハラスメント行為を自覚・注意して適切な行動を取るよう周知している。  | ○                   | 引き続き、新任係長、課長を対象として、熊本県市町村職員研修協議会が主催する「ハラスメント未然防止力向上研修」に派遣を行う。また、庁内研修等を利用して、セクハラ防止の啓発と相談窓口の周知を図る。  |

【重点目標3】安全・安心な暮らしの実現

| NO                      | 具体的施策  | 内容   | 担当課               | 令和5年度 具体的な取組目標   | (A)令和5年度 取組成果  | (A-2) 達成状況 | (B)令和6年度 具体的な取組目標  |
|-------------------------|--|--|-------------------|--|--|------------|--|
| 基本的施策の方向② 生涯を通じた男女の健康支援 |  |  |                   |  |  |            |  |
| 61                      | 学校教育における母性保護の視点に立った性教育の実施                    | 母性機能が社会的に重要であることを含め、発達段階に応じた適切な授業を実施していきます。<br>・ふれあい体験<br>・性教育講義                               | 学校教育課             | 学齢や心身の発達に応じた適切な授業を実施する。  | 各学齢や心身の発達に応じた性教育の授業や講義が各学校で実施された。  | ○          | 学齢や心身の発達に応じた適切な授業を実施する。  |
| 62                      | 学校におけるエイズや性感染症に関する学習機会の提供と予防教育の実施            | 医師や保健師等による専門的な授業を通して、中高校生に発達段階に応じたエイズや性感染症に関する正しい知識を普及し予防教育を充実させます。                            | 学校教育課             | 性感染症の原因を詳しく学び予防したり、感染を拡大させない正しい知識を教授する。  | 授業を通して、正しい知識を学び、感染を拡大させない取組がなされた。  | ○          | 性感染症の原因を詳しく学び予防したり、感染を拡大させない正しい知識を教授する。  |
| 63                      | 性に関する相談体制の充実                                 | 保健センターや青少年センターでの相談員の資質向上を図りながら、青少年が相談しやすい体制の充実に努めます。<br>・保健センター及び青少年センターによる相談                  | 健康づくり課<br>生涯活動推進課 | 相談窓口を設け、対応の充実に努める。<br><br>ヤングテレホンカードやポスターの配布、HPへの掲載を行い周知・啓発活動に努める。また、関係機関先との連携を強化し、多様化する相談に対応できるよう努める。   | ホームページにて、こころの健康相談窓口について周知を行った。また、電話にて相談対応を行った。<br><br>関係機関へのヤングテレホンカード及びポスターの配布・掲示は5月に完了した。また、他市の現役相談員の講和を受講することによって、相談員のスキル向上を図った。  | ○<br><br>○ | 相談窓口を設け、対応の充実に努める。<br><br>ヤングテレホンポスターのレイアウトを検討し、見やすく印象に残りやすいものにする。また、電話・メールでの相談に加え、LINEからの相談にも対応できるような体制づくりの検討を行う。   |
| 64                      | リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)に関する講座・学習会の開催 | 男女共同参画関連講座や女性の健康教育を通して、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの概念を周知します。  | 総務課<br>健康づくり課     | ハートフルフェスタの開催及びその参加者にリプロダクティブ・ヘルス/ライツの概念について掲載したチラシを配布する。<br><br>母子手帳の交付時や乳幼児健診の際などに女性の健康について伝える。   | ハートフルフェスタの開催及び参加者へのリプロダクティブ・ヘルス/ライツの概念について掲載したチラシの配布により、周知した。<br><br>母子手帳交付時や乳幼児健診の際にホルモンバランスの前れによる心と体の変化等について伝えた。また、乳幼児健診にて案内通知と一緒にババママ健診の受診券を入れ、婦人科健診受診勧奨を行った。   | ○<br><br>○ | ハートフルフェスタの開催及びその参加者にリプロダクティブ・ヘルス/ライツの概念について掲載したチラシを配布する。<br><br>母子手帳交付時や乳幼児健診の際などに女性の心と体の健康について周知する。また、随時婦人科受診を勧奨し、早期発見・早期治療につなげる。   |
| 65                      | 妊娠・出産期における女性の支援体制の充実                         | 健康教育・家庭訪問・健康診査・健康相談等のあらゆる機会をとりえ、母子保健情報を収集、提供し、早期に不安や悩みを把握し解決を図ります。<br>・妊婦健診の女性<br>・産後ママサポート事業  | 健康づくり課<br>子育て支援課  | 子育て世代包括支援センターにおいて、妊娠から子育て期に関する不安や悩みを把握し、必要時関係機関と連携しながら切れ目ない相談支援を行うとともに、出産子育て応援交付金の支給や、産婦健康診査及び新生児聴覚検査費用助成、低所得妊婦の初回産科受診費用助成など、経済的支援の拡充を図る。<br><br>子育てガイドブック配布等で事業の周知を図る。妊娠期から支援が必要な特定妊婦については、要保護児童対策及びDV対策地域協議会における実務者会議を活用し、早期発見・早期対応に努める。 | 子育て世代包括支援センターで妊娠期から子育て期にかけて相談支援を行い、必要に応じて関係機関と連携しながら切れ目ない相談支援を行った。R5年2月から開始した出産子育て応援交付金の支給に加え、R5年4月から産婦健康診査及び新生児聴覚検査費用助成、低所得妊婦の初回産科受診費用助成を開始し、併走型の相談支援体制を強化した。<br><br>特定妊婦に関しては、健康づくり課を含む関係機関との情報共有をはかり、早期発見・早期対応をふくめ、きめ細やか丁寧な対応で支援をおこなった。 | ○<br><br>○ | 子ども家庭センターと連携し、妊娠期から子育て期に関する不安や悩みを把握し、切れ目ない相談支援を行うとともに、出産子育て応援交付金の支給や、産婦健康診査及び新生児聴覚検査費用助成、低所得妊婦の初回産科受診費用助成など、経済的支援の拡充を図る。<br><br>健康づくり課との連携強化を図り、母子事業における相談や早期発見に努め、きめ細やかな寄り添いの支援を行う。 |
| 66                      | 各種検診の受診促進                                    | 予防医療への関心を高め、特定健診をはじめとして、各種検診の受診率向上に努めます。   | 健康づくり課            | 対象者全てに受診券を送付するとともに、予防医療への関心を高めてもらうため、積極的な受診勧奨に努める。   | 健診受診希望の有無に関わらず、国民健康保険の特定健診対象者(30歳以上74歳以下)全員に受診券を送付した。また、特定健診未受診者への勧奨ハガキの送付、乳幼児健診通知時や保険証更新時などに受診勧奨チラシを同封する等受診勧奨に努めた。  | ○          | 対象者全てに受診券を送付するとともに、予防医療への関心を高めてもらうため、積極的な受診勧奨に努める。   |
| 67                      | 性差を踏まえた心身の健康維持支援や生活習慣病の予防施策                  | 性差に応じたがん検診(乳がん、子宮がん、前立腺がん)や心身の健康維持支援及び生活習慣病の予防を進めていきます。  | 健康づくり課            | 性差に応じた検診を実施する。また、生活習慣病の発症・重症化予防のため、性別や年齢、健診データに基づき相手に応じた保健指導を実施する。   | 性差に応じた検診として、男性は前立腺がん検診、女性は乳がん・子宮頸がん・骨粗しょう症検診を実施した。また、性別や年齢、健診データに基づき保健指導を実施した。   | ○          | 性差に応じた検診を実施する。また、生活習慣病の発症・重症化予防のため、性別や年齢、健診データに基づき相手に応じた保健指導を実施する。   |
| 68                      | 健康教育と健康相談の実施                                 | 公民館の生涯学習講座や成人講座等を活用して各地区における健康教育と、それに伴う健康相談を実施します。健康相談については、保健センターでの定期と随時の受け付け体制について周知します。     | 健康づくり課<br>中央公民館   | 随時受付による健康相談や各種団体に出向いての健康教育を実施していく。<br><br>各地区公民館の成人講座及び生涯学習講座で体操教室や料理教室、ダンス講座を行い、健康教育に努める。   | 定期の健康相談は、乳幼児健診や広報で周知し、第1・3・5金曜日に実施した。また、市民の希望に応じて随時相談を受け付けた。健康教育は、健康づくり推進員向け研修会を年3回実施した。また、各種団体からの依頼を受け、随時実施した。<br><br>各地区公民館の成人講座や生涯学習講座において、健康に関する講話を2回、料理教室を8回、体操教室等を36回行い、延べ471人の参加があった。日常生活の中で取り入れられることを多く学び、健康意識の向上につながった。           | ○<br><br>○ | 随時受付による健康相談や各種団体に出向いての健康教育を実施していく。<br><br>各地区公民館の成人講座及び生涯学習講座で体操教室や料理教室、ヨガ教室を行い、健康教育に努める。  |
| 69                      | 食生活の改善による健康の支援                               | 中高年の肥満防止等、健康増進のため、市民への食生活改善の普及啓発を図ります。<br>・食生活改善推進員協議会による講習会                                   | 健康づくり課            | 食生活改善推進員協議会による講習会の対象者を拡大し、ライフステージに応じた講座を実施する。  | 子ども、地域住民、高齢者とライフステージに応じた講習会を実施した(子ども11回、地域7回4、高齢者2回)。また、市民向けに健康的な食事の知識を身に付け実践するための栄養教室を市主催で開催した。   | ○          | 中高年の肥満防止等の健康増進のため、食生活改善推進員協議会による講習会等を開催し、市民への食生活改善の普及啓発を図る。  |
| 70                      | 総合型地域スポーツクラブの育成による健康づくりの支援                   | 各年齢層のだけれども、いつでも、どこでも参加できるよう多様なスポーツの機会を提供し、スポーツ人口の増加を図って市民の健康づくりを支援します。<br>・NPO法人うとスポーツクラブによる活動 | 生涯活動推進課           | 年齢性別に関係なく楽しく健康と体力づくりを行うため、誰もが気軽に取り組めるニュースポーツの普及を行う。また、無料体験教室等を実施し、スポーツと健康に関心を持ってもらう機会を提供する。  | いきいきスポーツ教室で老若男女が楽しめるモルックを10月から11月にかけて各地区で実施し、3月には宇土市親善モルック大会を開催した。また、うとスポーツクラブ主催による健康スポーツフェスタやわくわくスポーツDayを実施し、市民がスポーツに親しむ機会を提供した。  | ○          | 年齢性別に関係なく楽しく健康と体力づくりを行うため、誰もが気軽に取り組めるニュースポーツの普及を行う。また、無料体験教室等を実施し、スポーツと健康に関心を持ってもらう機会を提供する。  |

【重点目標3】安全・安心な暮らしの実現

| NO                                  | 具体的施策                            | 内容   | 担当課               | 令和5年度 具体的な取組目標   | (A)令和5年度 取組成果   | (A-2) 達成状況 | (B)令和6年度 具体的な取組目標   |
|-------------------------------------|----------------------------------|--|-------------------|--|---|------------|---|
| 基本的施策の方向③ 様々な困難を抱える人々が安心して暮らせる環境の整備 |                                  |  |                   |  |   |            |   |
| 71                                  | ひとり親家庭への経済的支援                    | 児童扶養手当支給(母子及び父子家庭等)や医療費助成を行うとともに、社会福祉協議会が行っている生活福祉資金貸付制度を周知し、ひとり親家庭の経済支援を図ります。           | 子育て支援課<br>社会福祉協議会 | ホームページ、広報、子育てガイドブックの配布等で周知を図るとともに、各手続きに携わる担当課に働きかけ、支援につながるよう案内等を連携して行う。<br>母子父子寡婦福祉資金貸付金との連携を図り、生活福祉資金貸付制度の周知を継続して行う。                | ホームページ、広報、子育てガイドブックの配布等で周知を図るとともに問合せ等があった場合には、各機関の経済的支援に関わる情報等を周知、案内している。<br>母子父子寡婦資金貸付金への案内・啓発を実施。母子父子寡婦資金貸付金では間に合わない教育資金等について、本会の生活福祉資金貸付を行った。  | ○<br>○     | ホームページ、広報、子育てガイドブックの配布等で周知を図るとともに、各手続きに携わる担当課に働きかけ、支援につながるよう案内等を連携して行う。<br>母子父子寡婦福祉資金貸付金との連携を図り、生活福祉資金貸付制度の周知を継続して行う。 |
| 72                                  | ひとり親家庭への家事や保育サービスの提供             | 一時的に家事や保育のサービスが必要な場合に「家庭生活支援員」を派遣し、ひとり親家庭の生活の安定に向け、支援を行います。<br>・ひとり親家庭等日常生活支援事業          | 子育て支援課            | ホームページ、広報、子育てガイドブックの配布等で日常生活生活支援事業の周知を図り、利用につなげる。  | ホームページへの掲載、子育てガイドブックの配布等で日常生活生活支援事業の周知を図ることで、10日間の利用実績があった。   | ○          | ホームページ、広報、子育てガイドブックの配布等で日常生活生活支援事業の周知を図り、利用につなげる。   |
| 73                                  | 相談業務の周知                          | 民生委員児童委員・家庭相談員・婦人相談員・県母子・父子自立支援員、県母子相談やふれあい福祉相談員等による各相談業務の周知を図り、相談しやすい体制づくりに努めます。        | 福祉課<br>子育て支援課     | 民生委員児童委員について、広報紙に役割や相談方法等を掲載することで周知を図る。<br>ホームページ、子育てガイドブック、市民手帳等で事業の周知を図る。また、要保護児童対策及びDV対策地域協議会の代表者会議等を通じて、関係機関に周知を図り、連携しやすい体制を整える。 | 民生委員児童委員について、役割や相談方法を広報紙に掲載した。<br>広報掲載などにおいて、相談機関の周知を図るとともに、関係機関に連携しやすい体制になるよう情報共有や顔の見える関係性になるよう努めた。  | ○<br>○     | 民生委員児童委員について、広報紙、ホームページ、SNSを活用し、役割や相談方法等の周知を図る。<br>早期発見につながるよう、ホームページや子育てガイドブックを活用し、相談業務の周知をはかり、相談体制のを整える             |
| 74                                  | 高齢者や障がいを持った人等、誰もが安全に行動できる施設の整備促進 | バリアフリーの視点に立った公共施設の点検見直しによる整備と、民間における施設のバリアフリー・ユニバーサルデザイン推進への理解促進を図ります。                   | 社会福祉協議会           | 1階会議室の有効利用を検討し、障がい者や高齢者が使いやすい福祉センターを目指す。   | 令和5年度から、1階会議室の貸出しを開始。1階の貸出しを開始したことで、車いす利用者が参加されるようになった。通常使用されていた高齢者の方の負担軽減となった。   | ○          | 1階会議室の貸出し継続。<br>昇降機利用の促進。   |
| 75                                  | 障がい者が自立して生活できる環境の整備促進            | 障がいのある人が楽しく生きがいを持って生活でき、就労等で自立した暮らしができるよう支援します。  | 福祉課               | ・就労に関しては、令和4年度の取組みを継続し、雇用の拡大に努める。<br>・物品等の調達についても、令和4年度の取組みを継続するとともに、優先調達を促進し、障害者就労施設等の収益の増加を図る。                                     | ・宇城圏域障がい者支援協議会の就労支援部会において、宇城圏域の就労支援MAPを作製した。<br>・窓口において、就労系の相談に来庁される市民に対し、障がい者の就労形態や就労系サービス等の周知及び利用促進を行った。<br>・障がい者の希望する就労形態につなげられるよう、熊本県南部障害者就業・生活支援センター結やハローワーク等と連携し対応した。<br>・物品の購入等に関して、障害者施設等からの優先調達について周知を行った。 | ○          | ・就労に関しては、令和5年度の取組みを継続し、雇用の拡大に努める。<br>・物品等の調達についても、令和5年度の取組みを継続するとともに、優先調達を促進し、障害者就労施設等の収益の増加を図る。                      |
| 基本的施策の方向④ 女性視点を反映した地域の防災力向上         |                                  |  |                   |  |   |            |   |
| 76                                  | 災害対応について、全職員に対する理解促進             | 災害発生時には、全職員が対応することが必要となるため、日常的、定期的に、各種会議、研修等あらゆる場と機会を活用し、男女共同参画の視点からの災害対応について職員の理解を深めます。 | 危機管理課             | 職員研修の機会を活用し、男女共同参画の視点からの災害対応について職員の理解を深める研修を行う。  | 研修実績なし  | ×          | 職員研修の機会を活用し、男女共同参画の視点からの災害対応について職員の理解を深める研修を行う。   |
| 77                                  | 男女のニーズの違いに配慮した物資の備蓄              | 男女のニーズの違いや子育て家庭等のニーズに配慮し、女性用品、乳幼児用品等の必要とされる物資について、あらかじめ一定程度を備蓄します。                       | 危機管理課             | 災害時においては、災害協定先(カインズ・ナフコ等)と連携を図り、必要な物資を確保する。  | 災害協定先から必要な物資を調達することで合意済。本年度は、大きな災害もなく、物資調達の実績はなし。   | ○          | 災害協定先と連携して必要な物資を確保する。また、防災会議委員等から男女共同参画の視点に立った備蓄に関する意見を集約し、必要な物資を確保する。  |

【重点目標3】安全・安心な暮らしの実現

| NO | 具体的施策                     | 内容  | 担当課   | 令和5年度 具体的な取組目標   | (A)令和5年度 取組成果  | (A-2) 達成状況 | (B)令和6年度 具体的な取組目標  |
|----|---------------------------|---|-------|--|--|------------|--|
| 78 | 市民に対する備蓄の必要性の周知徹底         | 個人によってニーズが異なる食料、生活必需品等については、市が備蓄している女性用品や乳幼児用品等についての品目、量、備蓄場所を可能な限り住民に対し示すとともに、各人の備えを促します。  | 危機管理課 | 自主防災組織訓練における防災講話において、備蓄の必要性を周知していく。<br>市公式ホームページ・広報うとにおいて、備蓄の必要性を周知する。                                     | 地区の防災訓練において、備蓄の必要性を周知した。<br>広報紙においても、ローリングストック法について周知を図った。                       | ○          | 地区の防災訓練等において、備蓄の必要性を周知していく。<br>また、広報やHP等で、防災に関する情報を発信していく。                               |
| 79 | 男女のニーズの違いを踏まえた災害対応についての啓発 | 男女共同参画の視点からの災害対応について、参画型・体験型の学習機会を提供するなどして、性別、年齢等にかかわらず、多様な住民が自主的に考える機会を設けます。   | 危機管理課 | 防災訓練や自主防災組織の訓練において、参加者が自主的に考える機会を設ける。  | 走湯地区防災計画策定のため、地元が主体となった研修会に講師として参加。消防団、体協など、グループ別に4回実施し、災害に対する意見発表などを実施した。       | ○          | 地元の要望に沿いながら、参加者が自主的に考える機会を設ける。   |
| 80 | 防災訓練の定期的な実施               | 平日昼間、夜間、休日等様々な条件を想定し、保育所、幼稚園、小・中・高等学校、大学等や、企業、自主防災組織等と連携し、男女が参画した防災訓練を定期的実施します。また、訓練においては、特定の活動が片方の性に偏るなど、性別や年齢等により役割を固定化することがないように十分留意します。 | 危機管理課 | 訓練計画を策定する際は、「炊き出し訓練は、女性が担当」など、当然のように女性の役割とならないよう配慮し、男女が共に参画できるよう、各種訓練内容における担当の見直しを図る。                      | 総合防災訓練において、男女が共に参加できる内容として、新たに宇土市・防災士の会による、非常食の試食、保存水の試飲を実施した。                   | ○          | 総合防災訓練において、男女共同参画の視点に立った訓練内容を実施する。   |
| 81 | 自主防災組織における女性リーダーの育成       | 自主防災組織における女性の参画を促進するとともに、リーダーに複数の女性が含まれるよう女性リーダーの育成を図ります。   | 危機管理課 | 火の国ぼうさい塾若しくは広域市町又は市単独による防災士養成講座の開催について検討し、リーダ的な存在となる防災士の資格取得者数を増やしていく。また、宇土市で開催する場合は、受講に必要な経費の全額助成も検討する。   | 県主催の「火の国ぼうさい塾」が本市で開催がなかったため、受講に必要な経費の助成は、実績なし。<br>他市町村で4名が受講され、防災士の資格を取得された。     | ○          | 本市で「火の国ぼうさい塾」が開催されるよう県に要望していく。<br>また、他市町村で開催される場合においても、受講に必要な経費を全額助成し、防災士の資格取得者数を増やしていく。 |
| 82 | 女性消防団員が能力を発揮できる環境の整備      | 消防団活動の担い手として重要な役割を果たす女性消防団員について、女性の能力が発揮できるよう環境整備を行います。   | 危機管理課 | 女性消防隊による住民へのAED講習、独居老人の訪問、講演会への参加など、予防消防活動に努める。また、女性消防隊は、市役所職員が72%（18人中13人）を占めており、一般の住民の加入促進に向けた広報活動に取り組む。 | 総合防災訓練参加者に対するAED講習、県女性防災リーダー研修出席者との意見交換会に参加及び宇城広域連合消防本部主催の防災フェアに参加し、予防消防の啓発に努めた。 | ○          | 消防団本部、宇城広域連合消防本部北消防署と連携し、女性消防隊の実力が発揮できるよう、指導・助言を行う。                                      |

実施率(重点目標3) 97%

<管理指標達成状況>

| NO | 管理指標                        | 計画現状値 H29年度 | 数値目標<br>上段：R4年度<br>下段：R7年度 | 実績 R3年度 | 実績 R4年度 | 実績 R5年度 | 目標達成状況 (R4目標値) | 目標達成状況 (R7目標値) | 担当課    | 関連する具体的施策               |
|----|-----------------------------|-------------|----------------------------|---------|---------|---------|----------------|----------------|--------|-------------------------|
| 10 | DVIに関する問題を相談できる機関を知っている人の割合 | 67.0%       | 70.0%<br>80.0%             | —       | 67.4%   | —       | —              | —              | 総務課    | 51 DV相談体制の充実            |
| 11 | 特定健診受診率(男性)                 | 30.6%       | 43.0%<br>49.0%             | 30.9%   | 35.1%   | 36.3%   | ×              | ×              | 健康づくり課 | 66 各種検診の受診促進            |
| 12 | 特定健診受診率(女性)                 | 41.3%       | 43.0%<br>49.0%             | 39.0%   | 44.1%   | 44.2%   | ○              | ×              | 健康づくり課 | 66 各種検診の受診促進            |
| 13 | 女性消防団員数                     | 12人         | 15人<br>20人                 | 18人     | 19人     | 18人     | ○              | ×              | 危機管理課  | 82 女性消防団員が能力を発揮できる環境の整備 |

### 第3次宇土市男女共同参画推進計画に関する令和5年度取組成果及び令和6年度具体的な取組目標

#### 【重点目標4】推進体制の充実・連携強化

| NO                                    | 具体的施策                           | 内容  | 担当課                   | 令和5年度 具体的な取組目標   | (A)令和5年度 取組成果  | (A-2) 達成状況  | (B)令和6年度 具体的な取組目標   |
|---------------------------------------|---------------------------------|---|-----------------------|--|--|-------------|---|
| 基本的施策の方向① 計画の推進体制の充実                  |                                 |   |                       |  |  |             |   |
| 83                                    | 庁内における推進体制づくり                   | 男女共同参画審議会等で協議しながら、男女共同参画社会の形成に向けた施策を総合的かつ効果的に推進します。           | 総務課                   | 男女共同参画推進委員会、男女共同参画審議会を1回以上開催し、具体的な取組等について協議を行う。  | 推進委員会及び審議会をそれぞれ1回ずつ開催し、協議を行った。   | ○           | 男女共同参画推進委員会、男女共同参画審議会を1回以上開催し、具体的な取組等について協議を行う。   |
| 基本的施策の方向② 庁内各課の役割の強化                  |                                 |   |                       |  |  |             |   |
| 84                                    | 市職員等の意識啓発                       | 研修等において、男女共同参画に関する内容を積極的に取り上げ市職員の意識をさらに高めます。                  | 総務課                   | ・国の男女共同参画ポスターを庁舎内に掲示し、職員及び市民の意識啓発を行う。<br>・庁内メールにて職員の意識啓発を行う。   | 庁舎内におけるポスターの掲示やデジタルサイネージへの掲載、職員への周知等を通じて意識啓発を行った。  | ○           | ハートフルフェスタへの参加やポスター掲示等の周知を通じて、職員の意識啓発を図る。  |
| 85                                    | 教育に携わる者への男女共同参画の視点を盛り込んだ研修会等の実施 | 教育現場においては、男女共同参画を推進する教育に積極的に取り組むよう、各種研修を有効に活用し、学校教職員の意識を高めます。 | 学校教育課                 | 男女共同参画の研修等に係る国県からの通知を各学校へ周知する。   | 男女共同参画の研修等に係る国県からの通知を各学校へ周知し、研修受講を促した。   | ○           | 男女共同参画の研修等に係る国県からの通知を各学校へ周知する。  |
| 基本的施策の方向③ 市民と事業者、行政の連携及び協働で取り組む男女共同参画 |                                 |   |                       |  |  |             |   |
| 86                                    | 市民や事業者との連携強化                    | 男女共同参画を推進する事業者や市民との協働を図り、男女共同参画社会づくりを進めます。                    | 総務課<br>商工観光課<br>農林水産課 | ・作成したチラシや、国・県からの情報を、関係課と共有する。<br>・審議会委員改選年には公募により1名以上選任する。<br><br>商工会を通じて、事業者へのチラシの配布等により男女共同参画に関連する様々な情報を提供する。<br><br>各経営体にパンフレット等を配布し、周知を図る。 | ・ハートフルフェスタでの啓発チラシの配布や、国・県からの情報の周知により、市民や事業者への啓発を図った。<br>・審議会委員の公募を実施したが、応募がなかった。<br><br>商工会にチラシを設置した。<br><br>各経営体に対し、学習会・研修会等への参加チラシを配布し、周知を図った。 | ○<br>○<br>○ | ハートフルフェスタや各種セミナー等の周知を通じて、市民や事業者への啓発を図る。<br><br>商工会を通じて、事業者へのチラシの配布等により男女共同参画に関連する様々な情報を提供する。<br><br>各経営体にパンフレット等を配布し、周知を図る。 |

実施率(重点目標4) 100%

実施率(全体) 95%

<管理指標達成状況>

| NO | 管理指標                    | 計画現状値<br>H29年度 | 数値目標<br>上段：R4年度<br>下段：R7年度 | 実績<br>R3年度 | 実績<br>R4年度 | 実績<br>R5年度 | 目標達成<br>状況<br>(R4目標値) | 目標達成<br>状況<br>(R7目標値) | 担当課 | 関連する具体的施策        |
|----|-------------------------|----------------|----------------------------|------------|------------|------------|-----------------------|-----------------------|-----|------------------|
| 14 | 男女共同共同参画推進計画の進捗管理の実施・公表 | 実施             | 実施<br>実施                   | 実施         | 実施         | 実施         | ○                     | ○                     | 総務課 | 83 庁内における推進体制づくり |